

## 三重県中国ビジネスサポートデスク現地レポート

平成 25 年 8 月 16 日

上海デスク 鈴木正治

(上海納克名南企業管理諮詢有限公司  
董事・総経理)

### 2013 年の猛暑 ～ 高温手当 ～

中国は今年、記録的な猛暑に見舞われています。

上海市中心部では 7 月 26 日、40.6 度を記録し、これは約 140 年の観測史上で最高記録を更新するほどであったとのこと。7 月の上海市では 35 度を超える猛暑日が 25 日間に上りました。高温は 8 月もさらに続く見込で、高温災害の緊急対策実施が発令されています。

猛暑の威力がどれほどのものであるか、あるテレビ番組で、地面で肉を焼くという企画がありましたが、見事に 10 分でしっかりと豚バラ肉が焼けていました。

夏休みであることと、この暑さから逃れるため、プール、海は人で入り乱れ、下記の写真のように、「ウォーリーをさがせ！」状態になっています。



四川省のとあるプールより

参照：[http://izismile.com/2011/08/22/chinese\\_water\\_park\\_7\\_pics.html](http://izismile.com/2011/08/22/chinese_water_park_7_pics.html)

さて、中国では、夏の一定期間において、高温時に屋外で作業をする場合か、気温を 33 度まで下げる有効な措置が取れない場所で作業をする従業員に対して、国家安全監督総局、衛生部、人力資源と社会保障部、全国総工会が連名で、「防暑降温措置管理弁法」に基づき、「高温手当」を支給しなければなりません。また労働保護のため、「高温手当」を支給すると同時に、継続的に夏季作業場に清涼飲料を提供しなければなりません。

雇用企業が防暑降温対策飲料および「高温手当」を支給しない場合、従業員は労働争議仲裁を申し立てることができます。また、従業員が高温下での作業によって、熱中症等の職業病と診断された場合、労災保険の適用対象となります。

#### 一般従業員に対する温度条件

- 35度－37度の屋外作業について  
⇒ 従事させてもよいが、交替休憩などの方法を取り入れ、連続作業時間を短縮し、残業をさせてはならない。
- 37度－40度の屋外作業について  
⇒ 従事させてもよいが、累計6時間を超えてはならない。最も高温な時間帯3時間内は作業に従事させてはならない。
- 40度超の屋外作業について  
⇒ 作業に従事させてはならない。

支給金額や支給期間は地域により異なりますが、中国のハワイと言われる海南省で最も支給期間が長く、4月から10月まで7カ月間、該当する従業員には毎月支給が必要となります。

(参考) 2013年度の主要地域の支給時期及び一人当たりの月額支給金額

広州市：6－10月（150元／月）	上海市：6－9月（200元／月）
北京市：6－8月（120元／月）	天津市：6－9月（116元／月）

中国に進出されている日系企業（特に高温下で作業を行なっている工場）のみなさまにおかれましては、各地域の対象期間、金額の基準を改めてご確認のうえ、「高温手当」、防暑降温対策飲料を、規定に従い支給しているか、確認されるとよいと思われます。